

**大学等における修学の支援に関する法律による  
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書について**

大学等における修学の支援に関する法律により、本法に基づいた給付型奨学金申請者は大学等における授業料等減免も併せて申請することができます。授業料等減免の支援を受けようとするときは、併せて、本学に対しても標記申請書により授業料等減免の申請を行ってください。申請書は近大 UNIPA の申請フォームに所定の事項を入力して送信することにより提出（申請）することとします。

**【申請書の提出（申請）方法】**

① 近大 UNIPA にログイン → ② 個人情報 → ③ 各種申請登録 → ④ 申請一覧  
→ ⑤ 申請登録 → ⑥ 新規申請（スマートフォンのみ） → ⑦ 資金部 → ⑧ 学費担当 →  
⑨ **【新規】授業料等減免の認定に関する申請書**横の **新規** をクリック → 申請フォームにすべての項目を入力する → 内容確認後 **申請** をクリックしてください。

■ 申請書添付ファイル（pdf ファイル）の「**授業料等減免の対象者の認定に関する申請について**」を精読したうえで、**内容をご理解いただけましたら「理解し申請します」にチェックを入れてください**。短期大学部生は【近畿大学短期大学部】用を確認してください。原則として、日本学生支援機構へ給付型奨学金を申し込まれた方からの申請を受付けますので、注意事項「イ」に記載の別紙1～別紙3は添付していません。また、「ハ」に記載の採用候補者決定通知のコピーの提出は不要です。

■ 本学では、日本学生支援機構における給付型奨学金の支援区分が**未決定である期間は、授業料等減免を行うことができません**ので、ご理解いただき「**理解しました**」にチェックを入れてください。

■ 氏名、入学年月、生年月日、年齢、住所等、予め表示される項目を含め、全ての項目が正しく入力されていることを確認のうえ、「**上記の記載内容に相違ありません**」にチェックを入れてください。本学に登録されている住所等が表示されますので、変更がある場合は、本学での住所等の変更手続後に申請してください。

■ 授業料等減免後、返金が発生する場合は入力いただいた金融機関口座へ返金します。

**【申請期限】**

令和6年6月30日(日)厳守（家計急変の場合は期限が異なります）

注意：本制度上は上記期限まで申請が可能ですが、**確実に受付処理を完了するため、5月15日(水)までに入力してください**。期限までに申請（近大 UNIPA による申請）されない場合は、令和6年4月からの授業料の減免は行われません。必ず、期限までに申請してください。二次募集時の期限等については9月に大学ホームページに掲載します。（ホーム>学生生活・留学/就職>学費・奨学金>学費の納入>高等教育の修学支援新制度）

**【留意事項】**

1. **全ての項目について申請者本人が正確に漏れなく入力及び確認**してください。不備がある場合、申請は却下し、申請がなかったものとして取り扱います。却下された場合、内容を見直し、再度、申請してください。
2. **申請期限までに不備なく受付が完了していることが必要**となります。期間に余裕をもって申請してください。申請者への**完了通知メール**をもって**受付が完了**となります。
3. **本申請のみをもって授業料等減免が行われるものではありません**。原則として日本学生支援機構の給付型奨学金に採用されない場合、授業料等減免は行われませんので、在学生については、スカラネット等により採用状況を確認し、採用されていない場合は、令和6年度前期学費を学費納入期限までに納入してください（延滞手続が必要となる場合があります。前期学費納入方法については4月上旬に近大 UNIPA の配信によりお知らせします）。**なお、授業料等減免を行った場合は、対象者に近大 UNIPA の配信によりお知らせします。**
4. 内容確認等のため本学資金室から近大 UNIPA 又は電話による連絡を行う場合がありますので、連絡があった場合は可能な限り速やかに対応してください。
5. 申請フォームの入力が完了しましたら内容を確認後、**申請** を押してください。

※何らかの理由によりある月以降の授業料減免を希望しない場合及び国籍や在留資格等に変更があった場合は、資金室学費担当（1号館2階）までお申し出ください。

※本件に関するお問い合わせ：近畿大学 財務部資金室 Tel (06) 4307-3021 (直通)  
月～金：9：00～17：00（11/5、祝日、事務局局一斉休業期間を除く）